業務改善助成金(通常コース)のご案内

<u>「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します</u>

業務改善助成金(通常コース)は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金引き上げ



設備投資等 機械設備、コンサルティング 導入、人材育成・教育訓練

費用の一部を助成

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご 活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率(申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率)
(b) 売上高等が減少している 事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅 : 「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間:「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→ 「定員7人以上又は車両本体価格200万 円以下 」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助 成 率	生産性*要件を 満たした事業 者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を 満たした事業者の 助成率
10/5まで 851円以下 10/6から 883円以下	4/5 9/10	9/10	870円以上 883円以下	4/5	9/10
		870円未満		9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の 決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等 に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画 などを宮崎労働局に提出 審査・ 交付決定 交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



宮崎労働局に事業 実施結果を報告



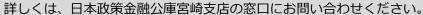
コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	3 0 万円	
		2~3人	5 0 万円	
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の要件を両方満た
		2~3人	70万円	す事業場
		4~6人	100万円	 ・事業場内最低賃金と
		7人以上	150万円	宮崎県最低賃金(R4 年10月5日までは821 円10月6日からは853 円)の差額が30円以 内
		10人以上	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2~3人	90万円	
		4~6人	150万円	
		7人以上	230万円	• 事業場規模100人以下
		10人以上	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2~3人	150万円	
		4~6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上	600万円	

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。





日本政策金融公庫 店舗検索ページ

お問い合わせ -

業務改善助成金についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)



業務改善助成金

検索

みやざき働き方改革推進センター

電話番号:0120-975-264 (受付時間 平日9:00~17:00)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

交付申請書等の提出先は**宮崎労働局 雇用環境・均等室** In 0985-38-8821です

